

## (医療局所管) 岩手県営建設工事請負契約書附属条件

(趣旨)

第1条 この附属条件は、岩手県営建設工事請負契約書（以下「請負契約書」という。）の別記条項の取扱いに関し必要な事項及び契約の履行に当たり必要な事項を定めるものとする。

(仕様書)

第2条 請負契約書別記第1条の仕様書は、次のとおりとする。

- (1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（建築工事編）[令和4年版]
- (2) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）[令和4年版]
- (3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）[令和4年版]
- (4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）[令和4年版]
- (5) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）[令和4年版]
- (6) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）[令和4年版]
- (7) 特記仕様書

2 前項各号に掲げる仕様書の内容が相いれない場合は、発注者の指示によるものとする。

(県外業者との下請契約締結報告書)

第3条 受注者は、工事の施工に当たり、岩手県営建設工事請負契約書付記第1に定める県内に主たる営業所を有する者以外と下請契約を締結した場合は、当該下請の形態の如何を問わず、7日以内に県外業者との下請契約締結報告書（別紙様式1号）を発注者に提出するものとする。

(建設資材調書)

第4条 受注者は、工事に使用する建設資材について、施工計画書提出時及び工事竣工時に建設資材調書（別紙様式2号）を発注者に提出するものとする。

(前金払)

第5条 請負契約書別記第34条第1項の前払金の支払は、請負代金額（債務負担行為に係る契約にあっては、各会計年度の支払限度額）が100万円以上の場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。

2 請負契約書別記第34条第3項の中間前払金の支払は、請負代金額が300万円以上の場合（債務負担行為に係る契約にあっては、いずれかの会計年度の出来高予定額が300万円以上の場合）であって、この契約締結にあたり、受注者が当該中間前払金の支払の請求を行う旨の届出を発注者に対して行っている場合に行うものとする。この場合、端数1千円未満は切り捨てるものとする。

(請負代金等の請求)

第6条 請負契約書別記第32条第1項並びに第34条第1項、第3項及び第5項並びに第37条の請求は、発注者に請求書を提出して行うものとする。

(建設業退職金共済制度等)

第7条 受注者は、建設業退職金共済制度に該当する場合は同制度に加入し、その掛金収納書（別紙様式3号）を契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）

に、発注者に提出するものとする。ただし、当該期限内に建設業退職金共済証紙（電子申請方式による場合にあつては、退職金ポイント）を購入しない場合は、建設業退職金共済証紙等不購入理由報告書（別紙様式4号）を発注者に提出するものとする。

- 2 受注者は、前項ただし書きによる報告を行った場合は、工事完成時まで前項の規定に準じて報告を行うものとする。この場合、「契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）」及び「当該期限内」とあるのは「工事完成時まで」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、請負代金額の増額変更があつた場合に準用する。この場合、「契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、契約締結後40日以内）」とあるのは「変更契約締結後1か月以内（電子申請方式による場合にあつては、変更契約締結後40日以内）」と読み替えるものとする。
- 4 受注者は、工事の施工上必要な労働者の確保に当たっては、公共職業安定所の紹介に係る失業者の雇用に努めるものとする。
- 5 受注者は、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険の付保を証する書面を貼付した法定外労災保険付保状況報告書（別紙様式5号）を直ちに発注者に提出するものとする。

（下請の制限）

第8条 受注者は、工事を下請負に付する場合には、共通仕様書等に定める要件のほか、次に掲げる要件を満たさなければならない。

下請負者が県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年3月27日告示第412号）第10条の規定により資格を取り消され、その取消しの期間が経過しない者でないこと。

（不当介入に対する措置）

- 第9条 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「下請負人等」という。）が不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。）は、不当介入報告・届出書（別紙様式6号）により、速やかに発注者へ報告するとともに、管轄警察署に届出（以下「報告・届出」という。）なければならない。
- 2 受注者は、下請負人等が不当介入を受けた場合は、速やかに受注者に報告を行うよう当該下請負人等を指導しなければならない。
  - 3 発注者は、受注者が不当介入を受け、報告・届出が適切に行われたと認める場合にあつて、履行遅延等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の

延長等の措置を講ずるものとする。

- 4 受注者が不当介入を受けたにもかかわらず報告・届出を怠った場合は、県営建設工事に係る指名停止等措置基準に基づき、指名停止等の措置を行うことがある。